

第 5 編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 節 推進計画の趣旨

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震対策災害に関して、市、その他防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、高砂市地域防災計画（地震対策編）の第 5 編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえて作成する。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 編「総則」第 2 節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法及び高砂市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第1章「基本方針」・第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第1節「組織設置計画」の項を参照）

第2節 災害応急対策要員の動員

1 災害応急対策要員の動員

（→第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照）

第3章 災害発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

地域における災害の状況及びこれに対する措置の情報を的確に収集することとする。その際、発生した災害が、自らの対応力のみでは対処できないような災害であると判断された場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報を収集するように留意することとする。

2 避難のための指示

(1) 地震災害全般

- ① 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難指示をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。
- ② 市長は、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

(2) 津波災害

- ① **市域で震度4以上**の地震が発生したとき、又は瀬戸内海沿岸部に津波注意報が発表されたとき、又は市長は必要と認める場合、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示することとする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報等が発表されたときには、市長は避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し安全な場所に避難するよう指示することとする。

災害時の通信手段の確保、避難指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関す

る事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」及び、第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」第7節「避難対策の実施」の項の定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

通信施設、水門・樋門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設について、必要に応じ緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第4節「水防計画」の項を参照)

4 救助・救急活動、消火活動、医療活動

救助・救急活動、消火活動、医療活動に関しては、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第12節「災害医療体制の整備」及び、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第3節「消防計画」第6節「人命救出活動の実施」第12節「医療・助産対策の実施」の項の定めるところによる。

また、津波によって海上に流された者や生死不明の状態にある者に関しては、第五管区海上保安本部（加古川海上保安署）及び関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

5 物資調達

地震が発生後、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請することとする。

(→第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項を参照)

6 輸送活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第19節「ヘリコプター派遣要請計画」第20節「交通輸送対策の実施」の項を参照)

7 保健衛生・防疫活動

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第13節「感染症対策の実施」第16節「遺体の捜索・火葬等の実施」の項を参照)

8 帰宅困難者対策

帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討、推進することとする。その他、帰宅困難者対策については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備え」第18節「災害時帰宅困難者対策の推進」に定めるところによる。

9 二次災害の防止

「陸域」

地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮し、津波からの退避時間は津波到達予測時刻の30分以上前を基準とする。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について関係機関と協力し必要な措置を行うこととする。

津波時における災害対応者の退避時間は津波到達予想時刻の30分以上前を基準とする。

(→第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第22節「危険物施設等の応急対策の実施」第24節「公共土木施設等の応急復旧及び余震対策の推進」の項を参照)

「海域」

第五管区海上保安本部（加古川海上保安署）と協力し物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。

また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震が発生した場合に必要な資機材、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄及び調達に関する事項については、第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第8節「防災資機材の整備」第10節「備蓄体制の整備」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第8節「食料の供給」第9節「応急給水の実施」第10節「生活必需品の供給」の項の定めるところによる。

2 人員の配備

(第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第2節「動員計画」の項を参照)

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、高砂市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うこととする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、各機関ごとに別に定めることとする。
- (3) (1)の措置を実施するために配備した人員の配置状況を県へ報告することとする。

第3節 他機関に対する応援要請

1 相互応援協定の運用

本市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりであり、必要があるときは、それに従い応援を要請することとする。

- (1) 姫路市との災害時相互応援協定（平成10年1月17日）
- (2) 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定（平成18年7月1日）
- (3) 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月1日）
- (4) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定（平成21年1月13日）
- (5) 播磨広域防災連携協定（平成24年8月30日）
- (6) 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ（平成24年1月8日）

2 自衛隊への災害派遣要請

市長は必要があるときは、県知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請することとする。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「自衛隊派遣要請」の定めるところによる

3 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

(1) 応援要請

知事は必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、海上保安本部長に対し、応急対策の実施を文書で要請することとする。なお、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書により要請することとする。

また、海上保安本部との連絡が困難である場合には、他の海上保安庁の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請することとする。（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信波の受信機を搭載）

- ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を要請する期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安庁の支援活動の内容

- ア 疾病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、県及び市町が行う災害応急対策の支援

4 受入体制の整備

市は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊及び防災関係機関からの応援を受け入れることとなった場合に備え、県と連絡体制を確保し、受入体制を整備するように努めることとする。

第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第5節「防災関係機関との連携」の定めるところによる

5. その他の協定

(→第2編「災害予防計画」第3章「災害応急対策への備えの充実」第3節「広域防災体制の確立」の項を参照)

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1節 津波に対する体制整備

1 市町津波災害対応マニュアル作成指針

県は、沿岸全市町で津波災害対応マニュアルが整備されるよう、津波災害対策の実施方策等を具体的に示すガイドラインを作成することとする。

2 市町津波災害対応マニュアルの作成

沿岸市町は、県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に津波災害対応マニュアルの修正を行う。

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

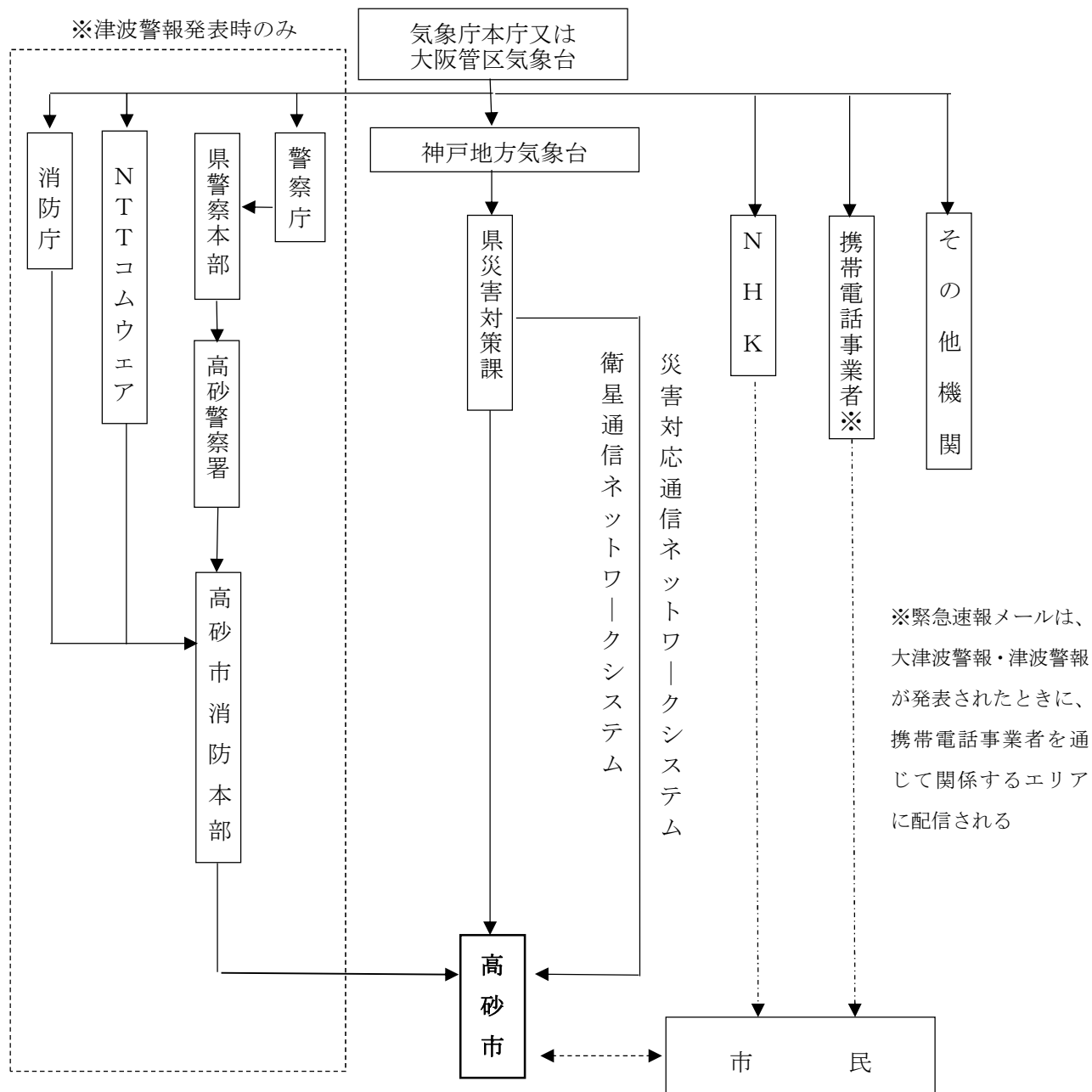
1 施設整備等の方針

- (1) 海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的（年1回以上）に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。
- (2) 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。
- (3) 災害危険箇所の定期的点検を年1回以上実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに計画的な整備に努める。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずることとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じるように努めることとする。
- (5) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要があるときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努めることとする。
- (6) 津波警報等の住民及び海岸付近にいる市民等への迅速な伝達のため、高砂市防災行政無線（屋外拡声子局）の追加整備等の検討をする。

第3節 津波に関する情報の伝達等

1 防災関係機関相互の情報の伝達

市は、県その他の防災関係機関と共に、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、相互に情報を共有することとする。なお、津波予報の伝達系統については、次の系統図のとおりとする。



2 居住者等への情報伝達

市内の居住者、公私の団体及び市内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等に対し、津波警報等を正確にかつ広範に伝達することとする。

(1) 災害情報の伝達

市は、関係機関と協議のうえ、地震発生後すみやかに災害情報の伝達を行うこととする。

その内容は、概ね次の事項を中心とする。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難指示に関する情報
- ④ 避難所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎ取るべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

津波災害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う情報伝達を最優先の手段とし、併せて防災行政無線及び広報車両等の手段により、迅速に情報伝達を行うこととする。内容については、概ね次のとおりとする。

① 放送機関の協力による情報伝達

ア．住民への警報・通知で緊急を要し、NHK 神戸放送局、その他民放放送局に、放送を要請する必要がある場合は、やむを得ない場合を除き、県を通じて要請することとする。

イ．災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送の実施について、BAN-BANネットワークス(株)との間で締結している災害時における緊急放送の協力に関する協定に基づき、緊急放送（文字放送等）を要請することとする。

② 広報車両による情報伝達

より綿密な情報伝達を実施するため、可能な限り、必要な地域に対して広報車両による情報伝達を行うこととする。広報車両は原則として公用車（広報車）を使用することとするが、時間的にも、また道路の通行障害等のため巡回区域に制約を受けることが予想されることから、必要に応じて警察その他の防災関係機関の広報車両の協力を要請することとする。

③ その他の情報伝達手段の確保

ア 防災行政無線、インターネット等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して、情報提供に努める。

イ 広報を徹底するために特に必要がある場合には、自転車・バイク等により、職員を派遣する等の方策を講じ、より綿密な情報伝達を実施する。

④ 自治会、自主防災組織との連携による住民への情報伝達

緊急避難等の必要が生じた場合は、円滑な避難を実施するため、自主防災組織に対していち早く正確な情報を提供し、地域住民に周知するよう努めることとする。

⑤ 地域における日本語に不慣れな外国人に対し、ボランティア、外国人団体の協力を得ながら情報伝達を実施する。

3 船舶への津波警報等の伝達

市、加古川海上保安署等は、船舶への津波警報等の伝達に関し、次の措置をとるものとする。

- (1) 市は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、防災計画の定めるところにより、速やかに関係機関・船舶等に伝達を行うよう努めるものとする。
- (2) 加古川海上保安署は、在泊船舶に対しては、巡視艇等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器等により周知することとする。
- (3) 第五管区海上保安本部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知することとする。
- (4) 市、加古川海上保安署等は、情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置を併せて示すことに配慮することとする。

4 その他

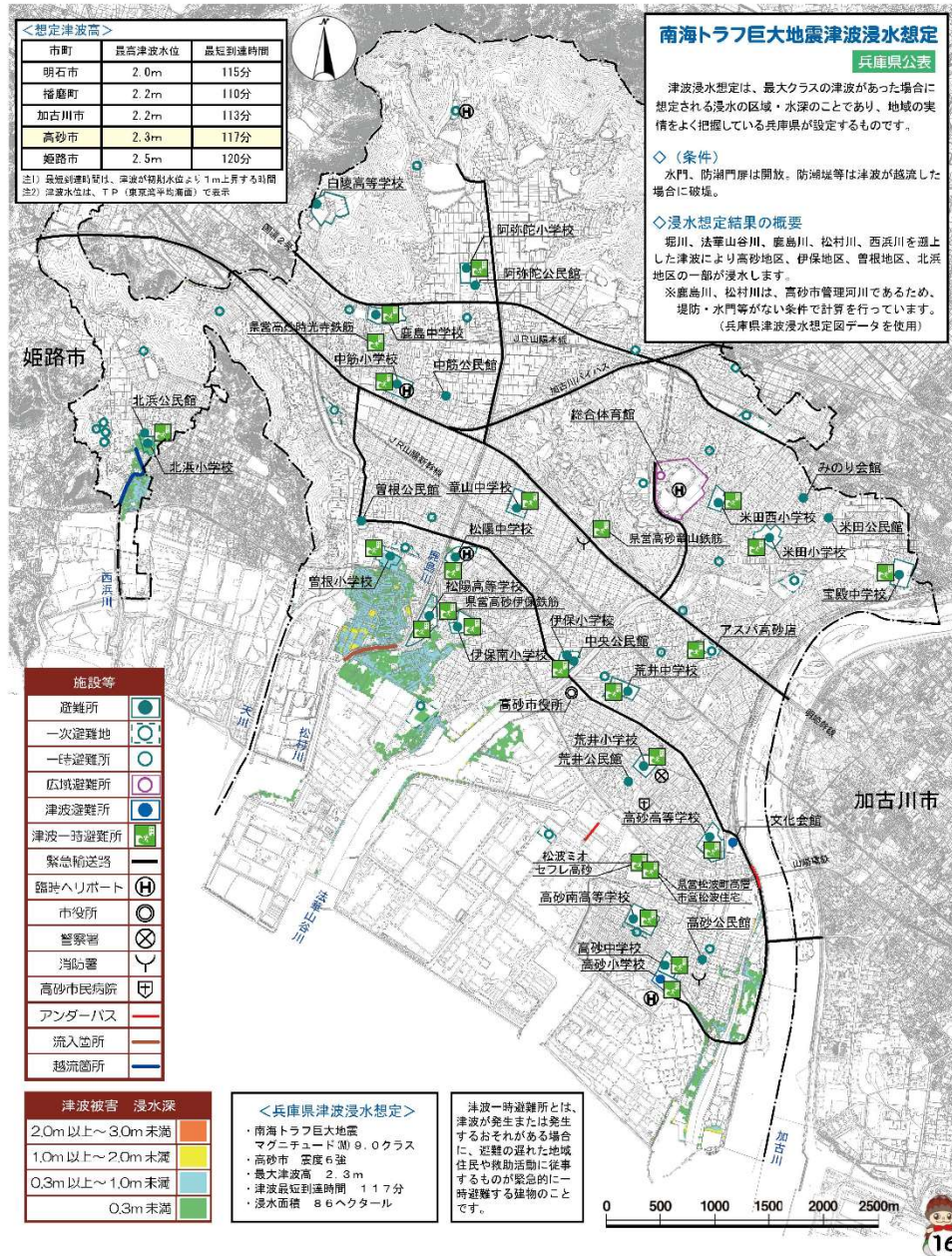
その他の地震・津波の発生等に関する情報、災害情報の収集・報告等に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第3節「情報の収集伝達」に定めるところによる。

第4節 避難対策等

1 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により、兵庫県が設定した津波浸水想定（H26. 2. 19公表）に基づく、下記の浸水想定エリアとする。

津波に備えて～津波浸水想定マップ～



津波に備えて

なお、市は、津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- 2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - (1) 地域の範囲
 - (2) 想定される危険の範囲
 - (3) 避難場所
 - (4) 避難場所に至る経路
 - (5) 避難指示の伝達方法
 - (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リスト等をあらかじめ作成しておくものとする。
- 4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- 5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材等購入に係る経費を補助するものとする。
 - (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

- 7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制の検討に当たって配慮すべき事項
 - (1) 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
 - (2) 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること
- 8 避難所における救護上の留意事項
 - (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- 9 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- 10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

第5節 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずることとする。
 - (1) 正確な津波警報等の収集・伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等、応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 市は、津波災害対応時の消防職員、消防団員等の安全を確保するため、次の対応を基本に安全管理を徹底することとする。
 - (1) 職員・団員等も身に危険が迫れば退避する。
 - (2) 津波の浸水想定区域内の活動については、「活動可能時間」を判断し、必要最低限の活動内容と退避のルールを定める。
 - (3) 訓練等により出動・退避に係る移動の迅速化及び限られた時間内に効果的な活動を行う能力の向上に努める。
 - (4) 安全管理の基本的な考え方や具体的なルール等について、事前に住民に周知し、理解を得ておく。
- 3 上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、別に定める高砂市水防計画による。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道事業

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置について検討するように努める。

2 電気事業

電気事業者は、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等円滑な避難を行うために必要な電力供給のための体制確保等、とるべき必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害の防止に必要な措置を講ずることとする。

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施することとする。

(2) (一社)兵庫県L Pガス協会が行う措置については、L Pガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、(株)ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の市町、自治体等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにL Pガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

5 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

(2) 放送事業者は、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を

行うために必要な情報の提供に努めるよう留意することとする。

- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めることとする。

第7節 交通対策

1 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知することとする。

2 海上

- (1) 加古川海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めることとする。
- (2) 加古川海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止することとする。
- (3) 第五管区海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保することとする。
- (4) 第五管区海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じることとする。
- (5) 港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、漂流物除去等に努めることとする。
- (6) 加古川海上保安署及び港湾管理者は、津波による危険が予想される場合においては、船舶を安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を定めることとする。

3 鉄道事業者その他一般旅客運送業者

走行路線に、津波・地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等に、運行の停止その他運行上の措置を講ずることとする。また、走行中の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

第9節 県及び市が管理又は運営する施設に関する対策

高砂海浜公園・向島公園・高砂河川敷公園等における津波避難に関わる対策について定める。

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県及び市が管理する施設の管理上の措置はおおむね次のとおりである。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定めることとし、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。

(1) 各施設に共通する事項

① 津波警報等の入場者等への伝達

来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討し、避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報も併せて伝達するよう事前に検討すること。なお、強い地震を感じたとき、また弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

② 応急対策を実施する組織の確立

③ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

④ 防災訓練及び教育、広報

⑤ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

⑥ 出火防止措置

⑦ 水、食料等の備蓄

⑧ 消防用設備の点検、整備

⑨ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

② 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

ア 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの

者に対する保護の措置

- ③ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- ② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

2. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断することとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

1 施設整備の方針

防災基盤・施設等に係る整備計画を策定し、その推進に努める。

2 実施内容

第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第2節 建築物等の耐震化の推進

1 市施設の耐震化

市の有する施設についての耐震化を計画的かつ効果的に行うこととする。

2 一般建築物耐震化の促進

昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県と協力し、推進することとする。

3 実施内容

「建築物等の耐震化の推進」に関する他の事項については、第2編「災害予防計画」第2章「地域防災基盤の整備」第2節「建物の耐震・不燃化等」・第3章「災害応急対策への備えの充実」第4節「災害対策拠点及び防災拠点等の整備」及び第21節「防災基盤・施設等の整備計画」に定めるところにより実施する。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第1節「防災に関する学習等の充実」に定めるところによる。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第2節「自主防災組織の育成」に定めるところによる。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第4節「企業等の地域防災活動への参画促進」及び第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動体制の展開」第2節「危険物施設等の応急対策の実施」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

2 学校における津波防災訓練の実施

- (1) 自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努めることとする。
- (2) 地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害について触れることとする。また、津波災害を想定した避難訓練を実施することとする。
- (3) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒がハンディキャップを持つ児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮することとする。

3 住民等への普及啓発

- (1) 県、市町は南海トラフ地震に関する備えについて住民等への普及啓発を行うこととする。
- (2) 市は、県が設定した津波浸水想定に基づき作成したハザードマップの普及啓発活動に努めることとする。

4 実施内容

その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第4章「住民参加による地域防災力の向上」第3節「防災訓練の実施」に定めるところによる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。

1 住民等に対する教育

(1) 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施することとする。その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うこととする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における津波危険予想地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活の運営に関する知識
- ⑨ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ⑩ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講じる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。

(3) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意することとする。

2 児童、生徒等に対する教育

小・中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

3 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。

4 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むこととする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その内容を広報するよう図ることとする。

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、その後発生する可能性のある地震への対応について定める。

第1節 南海トラフ沿いにおける地震が時間差で連続して発生する可能性がある場合への対応

対応方針は以下のとおりとする。

- (1) 南海トラフ沿いで地震が連続して発生した場合に生じる危険等について住民に周知する。
- (2) 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、その後発生する可能性のある地震（例：南海地震）により、津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大級の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討する。

なお、避難の実施を検討した結果、避難指示を発令しない場合でも、最大級の警戒を呼びかけ、住民に地震の発生する可能性、地震への備えについて周知を行う。

第2節 実施内容

南海トラフ沿いで地震が発生した場合、以下のことを実施する。

- (1) 応急危険度判定の迅速化等
最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物の応急危険度判定を早急を実施する。
- (2) 危険な場所の周知
最初の地震が発生した後、急傾斜地や市内のブロック塀をはじめとする工作物の巡視を行い、危険な建築物やがけ地等への立ち入り禁止等を強く呼びかける。
- (3) 災害対策対応
上記以外の実施内容については、「第3編 災害応急対策計画」の定めに基づい

て、対策を実施するものとする。

第8章 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報である。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

南海トラフ地震臨時情報が発表される詳細は以下の通り。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^(注1) でマグニチュード6.8以上 ^(注2) の地震 ^(注3) が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化 ^(注4) と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^(注4) が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^(注5) が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上

		の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを 1～3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル 1：平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1～2 回現れる程度の値に設定。

レベル 2：レベル 1 の 1.5～1.8 倍に設定。

レベル 3：レベル 1 の 2 倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、

「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味する。

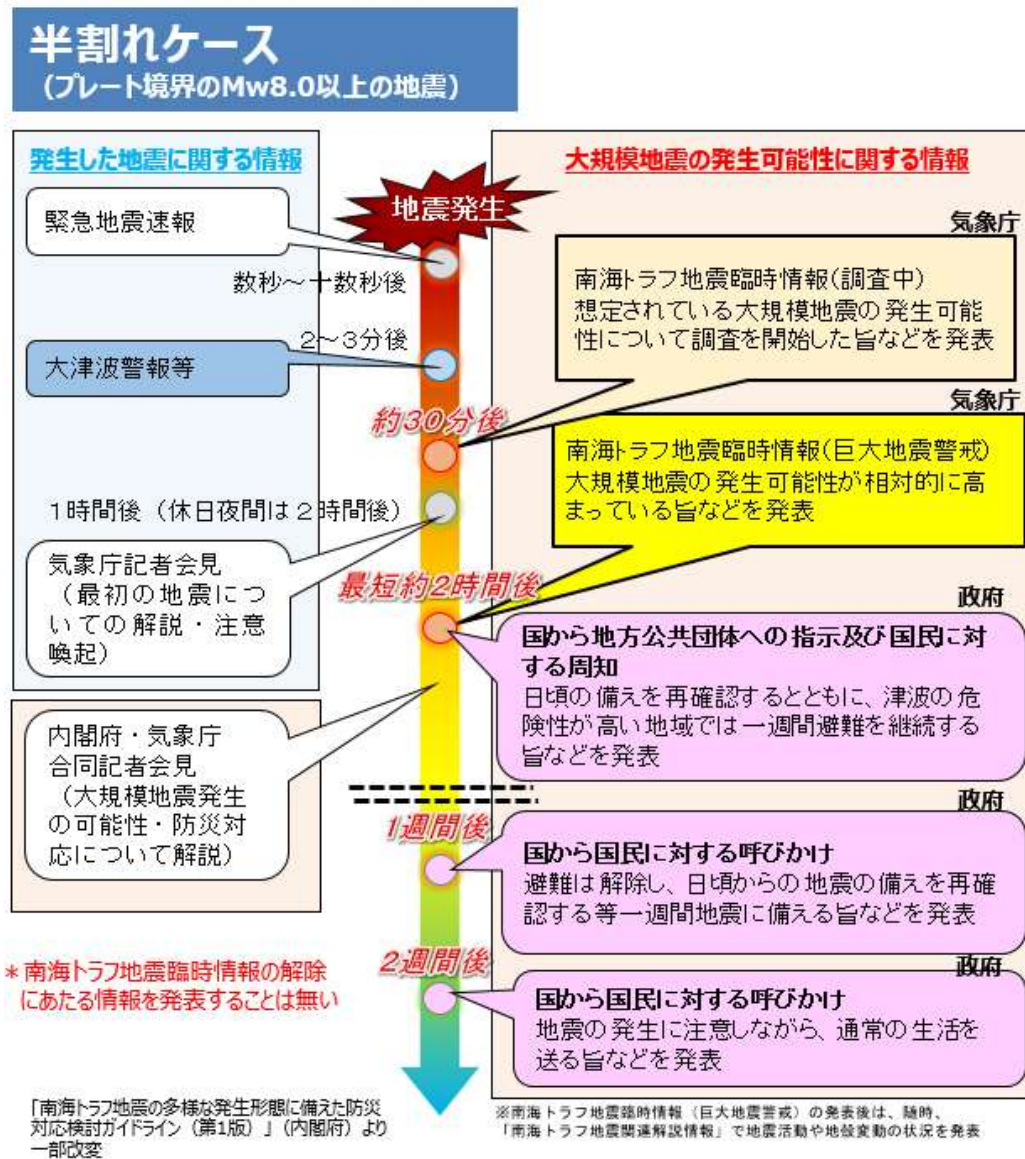
（注5） ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりと異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

（注6） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

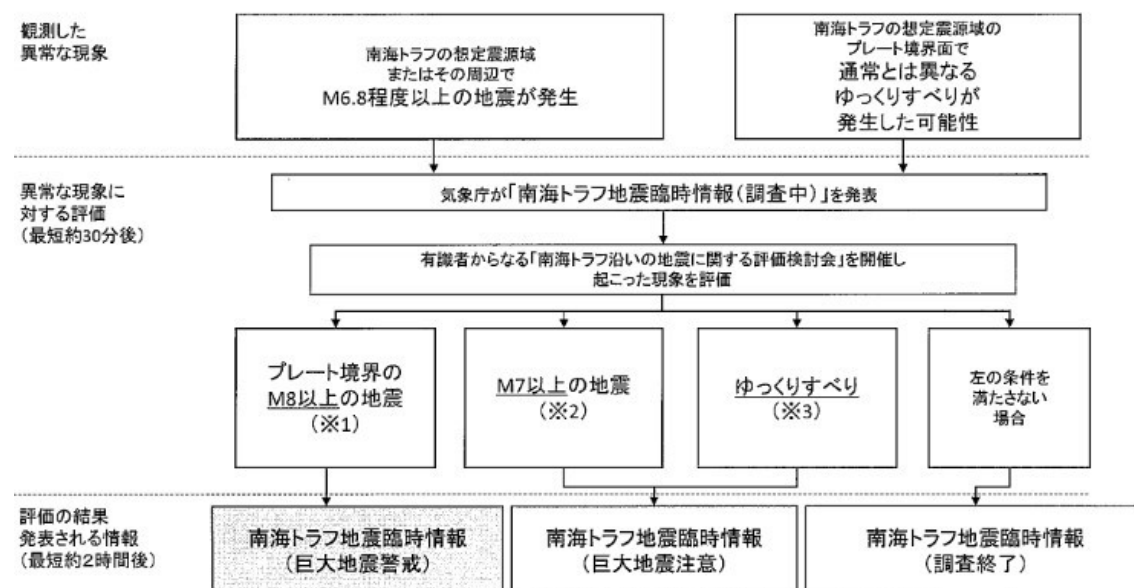
(南海トラフ地震臨時情報のイメージ)



気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報」の情報発表の流れ」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/jishin/nteq/info_criterion.html より

< 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ >



内閣府：「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン 第1版」
令和3年5月（一部改正）より

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 組織設置計画

当市の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災組織体制について定める。

ただし、第3編第2章第一節 組織設置計画（総括部本部班）に定めている設置基準を満たす場合はこれを優先し、基準を満たしていない場合は下記に示す体制を取るものとする。

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

1 活動体制

災害警戒本部設置

2 組織

- ・ 本部長
- ・ 副本部長
- ・ 各本部員

3 実施する措置

市の業務

- ・ 職員参集、 応急対策実施のための体制の確認
(応急危険度判定、避難所開設、防潮門扉閉鎖、飲料水 ・ 生活用水の供給のための体制の確認等)
- ・ 市民への広報（地震への備えの再確認）
- ・ 施設の点検
- ・ 設備、備品等の転倒防止、落下防止の措置
- ・ 市の備蓄物資の確認
- ・ 飲料水、生活用水の供給体制の確認
- ・ ライフライン事業者との連絡・調整 など

市が管理・運営する施設の管理者

- ・ 臨時情報等を入場者等へ伝達 など

4 体制廃止基準

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了をもって体制廃止の検討を行うものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

1 活動体制

警戒体制（風水害対応に準じる）

2 組織

- ・ 副本部長
- ・ 本部員の内、以下に定める者

- ・ 理事
- ・ 技監
- ・ 総務部長（事務局）
- ・ 市民部長（避難所開設のための体制の確認）
- ・ 都市創造部長（応急危険度判定のための体制の確認）
- ・ 上下水道部長（防潮門扉閉鎖のための体制の確認）
- ・ 消防長（応急対策実施のための体制の確認）

※必要に応じて災害警戒本部を設置する。

3 実施する措置

- ・ 職員参集、応急対策実施のための体制の確認
（応急危険度判定、避難所開設、防潮門扉閉鎖、飲料水・生活用水の供給のための体制確認など）
- ・ 市民への広報（日頃からの地震への備えの再確認）
- ・ 施設の点検
- ・ 設備、備品等の転倒防止、落下防止の措置
- ・ 市の備蓄物資の確認